

年末調整について

美田中学校
平成21年11月

給料・ボーナス等の支払いの際に源泉徴収されている税額と、その年の給与総額に対して納めなければならない正確な年税額とを比べ、過不足を精算することが年末調整です。そのための基礎資料として、下記申告書等の自己申告が必要となります。以下を熟読の上、誤りのないよう記入してください。また、別紙の「正しい年末調整をするために必ず確認しよう」も必ずお読みください。

1 平成21年分 給与所得者の扶養控除等申告書

扶養控除を受けている人の確認をしてください。確認後、被扶養者については右余白欄外に一人分ずつ確認印を押す。記載事項の変更等がある場合には、申し出てください。

- (注) 1 限度額以上の所得があるにもかかわらず、扶養親族として申告していないか？
2 扶養親族(子ども等)を他の所得者と二重に申告していないか？
3 扶養控除と専従者控除(農業・事業)を二重に受けていないか？
4 収入のある扶養親族の場合は、勤務先の「所得証明書」を添付すること。
5 扶養親族を分けて申告する場合は、「他の所得者が控除を受ける扶養親族(D欄)」にも記入すること。

2 平成22年分 給与所得者の扶養控除等申告書

20年分の扶養控除等申告書を参考に記入してください。※確認印は不要

3 平成21年分 給与所得者の保険料控除(配偶者特別控除)申告書

◎前年分の申告書が添付されている人はそれを参考に記入してください。※金額は要確認

- (1) 生命保険料(一般・個人年金)・地震保険料・旧長期損害保険料控除
・給与天引き(学生協扱い)の場合は、別紙「はがき」の内容を記入する。
・給与天引き(学生協扱い)以外の場合は、保険料払込証明書を添付しその内容を記入する。
※次の限度額を超えている場合は、それ以上の複数の申告は不要です。

一般の生命保険料	100,000円
個人年金保険料	100,000円
地震保険料	50,000円
旧長期損害保険料	20,000円

(2) 社会保険料控除

本年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料がある場合は、申告してください。

- (注) 1 保険料払込証明書又は領収書を添付すること。

(3) 配偶者特別控除

配偶者の年間収入が103万円を超え、141万円未満の場合に対象となります。

- (注) 1 扶養控除等申告書の控除対象配偶者に該当する場合は対象外です。
2 配偶者の勤務先の「給与見積額証明書」を添付すること。

4 平成21年分 給与所得者の住宅取得等控除申告書

税務署から本人宛送付されている「住宅取得等控除申告書」に、必要事項を記入・押印し、金融機関発行の「年末残高証明書」を添えて提出してください。

- (注) 1 最初の年については、本人が税務署にて確定申告を行う。(2/16～3/15)

提出締め切り日

11月13日(金)

※「はがき」も含め、すべて事務長に提出

平成21年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。)
(この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。)
(この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。)



扶

所轄税務署長 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 西暦 年 月 日 あなたの住所 (郵便番号)	あなたの生年月日 西暦 年 月 日 あなたの住所 (郵便番号)	あなたの生年月日 西暦 年 月 日 あなたの住所 (郵便番号)
----------------	-------------------	------------------	---	---	---

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生にいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	本人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭和15年1月1日以前)	特定扶養親族 (昭和62年2月9日 以後)	職業	住所又は居所	平成21年中 の所得の見積額	異動月日及び事由 (平成21年中に異動があった 場合に記載してください。)
主たる給与から 控除を受ける A 控除対象 配偶者									
	B 扶養親族	1							
		2							
		3							
		4							
C 障害者等	1 障害者								
	2 寡婦								
	3 特別の寡婦								
	4 寡夫								
	5 勤労学生								
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日 及び事由	控除を受ける 他の所得者 氏名	住所又は居所	
E 従たる給与 から控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたとの続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日 及び事由	控除を受ける 他の所得者 氏名	住所又は居所	

- この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成20年8月1日現在の所得税法関係諸法の規定に基づいて作成されています。
○ 「主たる給与」とは、この申告書提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
○ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ 扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が障害者等であるときは同欄の「障害者等」の文字を、障害者等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
○ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成21年の最初の給与の支払を受ける日の前までに、給与の支払者へ提出してください。
(2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を出さず、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に修正してください。
(3) 年中途中で就職した人で前職のある人は、前職勤務から受けた退職金などを、また、年中途中で従たる給与を主たる給与に変わった人は、変更後の主たる給与の支払者から受けた退職金などを必ず提出してください。

2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

① 控除対象 配偶者	所得者(この申告書を出す人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、平成21年中の所得の見積額が38万円以下の人
② 老人控除対象 配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人(昭和15年1月1日以前に生まれた人)
③ 扶養親族	所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による養子又は老人福祉法の規定による養子となる人、平成21年中の所得の見積額が38万円以下の人
④ 特定扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和62年2月1日から平成6年1月1日までの間に生まれた人)
⑤ 老人扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和15年1月1日以前に生まれた人)
⑥ 障害者等	③の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同一世帯に居住している人
⑦ 障害者 (特別障害者)	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁別する能力を欠く常態にある人。すべて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人。このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人。このうち、障害等級が1級の人には、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人。このうち、障害の程度が1級又は2級の人には、特別障害者になります。 ヒ 障害者手帳の交付を受けている人。このうち、障害の程度が療育法第1号表/2の特別障害者から第1号表までの人は、特別障害者になります。 ヘ 療育手帳に身体上の障害に関する療育に関する事項の記載による厚生労働大臣の認定を受けている人。すべて特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、看護を必要とする人。すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和30年1月1日以前に生まれた人)で、町長や市長の事務所から、ロ又はニに準ずる認定があると認定されている人。このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同等程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑧ 勤労学生	所得者本人又は、次のいずれかに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の条件を満たした専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う職業実践訓練を受ける訓練生であること。 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業実践訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自身の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。 ハ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

⑨ 所得者本人	所得者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする人(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされたり、平成21年中の所得の見積額が38万円を超える人は除きます。)のある人 イ 夫と死別した後、婚姻していない人。夫と離婚した後、婚姻していない人。 ロ 夫の生死が明らかでない人 ロ 上記イに掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、平成21年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が6,888,889円以下)の人 イ 夫と死別した後、婚姻していない人。夫の生死が明らかでない人
⑩ 特別の寡婦	⑨の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人
⑪ 寡夫	所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの条件を する子があり、かつ、平成21年中の所得の見積額が500万円以下の人 イ 夫と死別した後、婚姻していない人。妻と離婚した後、婚姻していない人。 ハ 夫の生死が明らかでない人
⑫ 勤労学生	所得者本人で、次のすべてに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の条件を満たした専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う職業実践訓練を受ける訓練生であること。 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業実践訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自身の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。 ハ 平成21年中の所得の見積額が65万円以下(給与所得の場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

- 3 記載についてのご注意
(1) 「平成21年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得が給与である場合には、収入金額から給与所得控除(収入金額が161万円未満の場合には65万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当金などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
(2) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者(特別障害者)……障害の認定又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)など。また、控除対象配偶者や扶養親族が障害者(特別障害者)のときは、併せてその人の氏名(特別障害者に該当する人のときは同居の有無)
ロ 寡婦又は寡夫……配偶、離婚の月とその年月日、夫又は妻のいずれかが生死不明となった事由、生計を一にする子の氏名及びその子の平成21年中の所得の見積額、2の「⑨ 寡婦」のロに掲げる寡婦、⑩ 特別の寡婦又は⑪ 寡夫に該当する人については、これらのほか平成21年中の所得の見積額
ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成21年中の所得の性質とその見積額
(3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの配偶者を他の所得者の扶養親族とした。また、その生計内の扶養親族を分けて控除を受けたたりすることがあります。このような場合には、その扶養親族の氏名などを「D」欄に書いてください。
(4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけで配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の全部が控除されない場合には、控除対象配偶者や扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与」についての扶養控除等申告書を出さず、この「従たる給与」についての扶養控除等申告書を出した場合には、その扶養親族の氏名などを「E」欄に書いてください。

△参考 V 税務署の窓口に持参していただくこと
個人が平成21年1月1日から平成21年12月31日までに入居した市町村(地方自治体)の税務署に、税務署の窓口に持参していただくこと。税務署の窓口に持参していただく場合は、税務署の窓口に持参していただくこと。税務署の窓口に持参していただく場合は、税務署の窓口に持参していただくこと。

勤労学生の証明書の添付箇所

給与見積額証明書

住 所 _____

氏名・性別 _____ (男・女)

生 年 月 日 _____

上記の者に平成21年1月1日から平成21年12月31日までに支払われる給与の見積額は _____ 円 (賞与を含む給与支払総額を記入, 但し非課税給与を除く)であることを証明します。

平成21年 月 日

所 在 地

名 称

代 表 者 名



平成22年分 給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書



扶

この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。
この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。
この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。

所轄税務署長 給与の支払者の 名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	あなたの生年月日 昭和 年 月 日	配偶者の氏名 あなたの氏名
税務署長 給与の支払者の 所在地(住所)	あなたの住所 又は居所	(郵便番号)	有・無

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生いずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	老人控除対象配偶者 又は老人扶養親族 (昭和16.1.1以前生)	特定扶養親族 (昭和63.1.24 以降)	職業	住所又は居所	平成22年中の 所得の見積額	異動月日及び事由 (平成22年中に異動があった 場合に記載してください。)
A 控除対象 配偶者			明・大 昭和 年 月 日					円	
B 扶養親族	1		明・大 昭和 年 月 日	同・居 等	その他				
	2		明・大 昭和 年 月 日	同・居 等	その他				
	3		明・大 昭和 年 月 日	同・居 等	その他				
	4		明・大 昭和 年 月 日	同・居 等	その他				
	5		明・大 昭和 年 月 日	同・居 等	その他				
C 障害者等	障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生等の事実 (該当する欄等に○を付け、() 内には該当する扶養親族の人数を記入してください。)				左記の内容(この欄の記載に当たっては、最速の「3」記載に ついての「ご注意」の2)をお読みください。)				異動月日及び事由 (平成22年中に異動があった 場合に記載してください。)
	1 障害者	本人	配偶者	扶養親族	2 寡婦	3 特別の寡婦	4 寡夫	5 勤労学生	
D 他の所得者が 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	職業	住所又は居所	異動月日 及び事由	控除を受ける 他の所得者 氏名	住所又は居所	
E 従たる給与から 控除を受ける 扶養親族等	氏名	あなたの 続柄	生年月日	職業	従たる給与の 支払者 氏名	住所又は居所			

- この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成21年8月1日現在の所得税法関係法令の規定に基づいて作成されています。
- 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に○印を付けてください。
- 扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を○で囲んでください。また、扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に○印を付けてください。
- この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

1 申告についてのご注意

- (1) この申告書は、平成22年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
- (2) この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動後の内容に補正してください。
- (3) 年の途中で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の途中で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。

2 控除対象配偶者、扶養親族等の範囲

①控除対象 配偶者	所得者(この申告書を提出する人)をいいます。と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、平成22年中の所得の見積額が38万円以下の人
②老人控除対象 配偶者	①の控除対象配偶者のうち、年齢70歳以上の人(昭和16年1月1日以前に生まれた人)
③扶養親族	所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、平成22年中の所得の見積額が38万円以下の人
④特定扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢16歳以上23歳未満の人(昭和63年1月2日から平成7年1月1日までの間に生まれた人)
⑤老人扶養親族	③の扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和16年1月1日以前に生まれた人)
⑥同居老親等	⑤の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
⑦障害者 (特別障害者)	所得者本人又はその控除対象配偶者や扶養親族で、次のいずれかに該当する人 イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……すべて特別障害者になります。 ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。 ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。 ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。 ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が戦傷病者手帳第1号表の2の特別項症から第3項症までの人は、特別障害者になります。 ヘ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……すべて特別障害者になります。 ト 常に就床を要し、複雑な介護を要する人……すべて特別障害者になります。 チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和21年1月1日以前に生まれた人)で、町村長や福祉事務所長からイ、ロ又はニに準ずる障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
⑧同居特別 障害者	控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
⑨寡婦	所得者本人で、次に掲げる人 イ 次のいずれかに該当する人で、扶養親族又は生計を一にする子(他の人の控除対象配偶者又は扶養親族とされている人、平成22年中の所得の見積額が38万円を超える子は除きます。)のある人

イ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人、 ハ 夫の生死が明らかでない人	イ 夫と死別した後、婚姻していない人、 ロ 夫と離婚した後、婚姻していない人、 ハ 夫の生死が明らかでない人
⑩特別の寡婦	⑨の寡婦のうち、扶養親族である子を有し、かつ、平成22年中の所得の見積額が500万円以下の人
⑪寡夫	所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑨のイの生計を一にする子があり、かつ、平成22年中の所得の見積額が500万円以下の人 イ 妻と死別した後、婚姻していない人、 ロ 妻と離婚した後、婚姻していない人、 ハ 妻の生死が明らかでない人
⑫勤労学生	所得者本人で、次のすべてに該当する人 イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。 (注) 専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。 ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます。)があること。 ハ 平成22年中の所得の見積額が65万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。

3 記載についてのご注意

- (1) 「平成22年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(収入金額が161万9千円未満の場合には65万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
なお、非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- (2) 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
イ 障害者(特別障害者)……障害者の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級など)。また、控除対象配偶者や扶養親族が障害者(特別障害者)のときは、併せてその人の氏名(特別障害者に該当する人のときは同居の有無)
ロ 寡婦又は寡夫……死別、離婚の別とその年月日、夫又は妻のいずれかが生死不明となった事由、生計を一にする子の氏名及びその子の平成22年中の所得の見積額、2の「⑨寡婦」のロに掲げる寡婦、「⑩特別の寡婦」又は「⑪寡夫」に該当する人については、これらのほか平成22年中の所得の見積額
ハ 勤労学生……学校名と入学年月日及び平成22年中の所得の種類とその見積額
- (3) あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの配偶者を他の所得者の扶養親族としたら、また、その生計内の扶養親族を付けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族の氏名などを「D」欄に書いてください。
- (4) 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは配偶者控除や扶養控除、障害者等の控除の金額が控除しきれない場合には、控除対象配偶者や扶養親族を付けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。この「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出した場合には、その扶養親族の氏名などを「E」欄に書いてください。

勤労学生等の証明書の添付箇所

新の出版者

◆給与所得者の配偶者特別控除申告書◆

あなたの本年分の
合計所得金額
(円)

(注)加算万円を超える場合は半捨できます。)

配偶者の氏名

あなたと配偶者の
住所又は居所が異
なる場合の配偶者
の住所又は居所

○ 次の場合には、配偶者特別控除を受けることができます。

あなたの配偶者が、配偶者控除の対象となる場合、彼らの扶養親族となる場合、青色
事業専従者として給与を支払う場合又は白色事業専従者として給与を支払う場合に、準
てることができます。また、夫婦の双方が…に配偶者特別控除を受けることができます。

○ 配偶者の合計所得金額（見額額）を次の表により計算してください。

所得の種類	収入金額等(ア)	必要経費等(イ)	所得金額(ア)-(イ)
給与所得(①)	円	円	円
事業所得(②)			
雑所得(③)			
配当所得(④)			
不動産所得(⑤)			
退職所得(⑥)			
①～⑥以外の所得(⑦)			

(注)退職所得控除額 (円) = (収入金額 - 50万円) × 1/2

配偶者の合計所得金額(①～⑦の合計額) 円

(注)「配偶者の合計所得金額(見額額)」の計算については
裏面の説明をよ読んでください。

○ 配偶者特別控除額の算見表 ▼

ア 収入の金額	控除額(イ)
0 円から 380,000 円まで	0 円
380,000 円から 399,999 円まで	380,000 円
400,000 円から 449,999 円まで	360,000 円
450,000 円から 499,999 円まで	310,000 円
500,000 円から 549,999 円まで	260,000 円
550,000 円から 599,999 円まで	210,000 円
600,000 円から 649,999 円まで	160,000 円
650,000 円から 699,999 円まで	110,000 円
700,000 円から 749,999 円まで	60,000 円
750,000 円から 799,999 円まで	30,000 円
800,000 円から	0 円

配偶者特別
控除額

早見表の欄の金額

万円

この申告書は、平成21年9月1日現在の所有税決定額を関係法令の規定に基づいて作成してあります。

この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

地震保険料を控除した「地震保険料」は旧長期優待保険料の区分（欄）の記載に当たっては、一つの構想で地震保険料等ことごとく、旧長期優待保険料を対象とする場合には「旧長期」の文字のいずれか一方を○で囲んでください。

○ 控除の対象となる保険料の範囲等と添付書類について

	控除の対象となる保険料の範囲等	返付書類
社会保険料	あなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することによって次のような保険料で、あなたが本年中に支払ったものが控除の対象となります。 ① 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ② 医療保険、厚生年金保険や国民年金の保険料（任意継続被保険者の負担すべき分を含みます。） ③ 高齢者の医療の確保に関する法律の規定による保険料（長寿医療制度の保険料） ④ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑤ 国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑥ 定年年金の保険料や雇用保険の労働保険料など （注）給料から差し引かれた社会保険料は、改めてこの申告書によって申告する必要なく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	左記③の保険料又は掛金は、社会保険料又は国民年金基金が発行した証明書類 ④以外については、証明書類を添付する必要はありません。 なお、記載に当たっては未払のものや1年超の前のものを含めないでください。
小規模企業共済等掛金	あなたが本年中に支払った次に掲げる掛金が控除の対象となります。 ① 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約（旧第2種共済契約を除きます。）に基づく掛金 ② 個人型年金の加入費掛金 ③ 地方公共団体が条例の規定により精神又は身体に障害がある者に対して実施する心身障害者共済法共済制度で一定の要件に該当する契約に基づく掛金 （注）給料から差し引かれた小規模企業共済等掛金は、改めてこの申告書によって申告する必要もなく控除の対象とされますから、記載する必要はありません。	独立行政法人中小企業基盤整備機構や国民年金基金連合会、地方公共団体が発行した証明書類 ①、③の金額の多少にかかわらずすべてのものについて必要です。

○ 記載欄が足りないときは、用紙を繰ぎ足すか、あるいは内訳書を添付してください。

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額について
あなたの合計所得金額が1,000万円を超える場合は申告できません。
あなたの所得が給与所得だけの場合は、本年中の給与の収入金額が12,315,790円を超えるときは、合計所得金額が1,000万円を超えることになります。

○ 「配偶者の合計所得金額（見積額）」の計算について
① 配偶者の所得が給与所得だけで、本年中の給与の収入金額が103万円以下又は141万円以上である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができます。
② 配偶者の所得が公的年金等に係る雑所得だけで、本年中の公的年金等の収入金額が、
(イ) 年齢65歳以上の年については、156万円以下又は196万円以上
(ロ) 年齢65歳未満の年については、108万円以下又は1,513,334円以上
である場合には、合計所得金額が38万円以下又は76万円以上となり、配偶者特別控除を受けることができます。
③ 雑所得の所得金額は、次の①と②を合計した金額です。
④ 公的年金等に係る雑所得…収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
⑤ 公的年金等以外の雑所得…総収入金額から必要経費を控除した金額
なお、上記④の公的年金等控除額は、次のとおりです。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(Ⅱ)	公的年金等控除額
65歳以上	1,959,999円以下	120万円
	1,300,000円超	70万円
65歳未満	1,300,000円超	70万円
	1,300,000円超 1,513,333円以下	(Ⅱ)×25%+37万5千円

⑥ 家内労働者等（家庭内で内職をしている人など）の事業所得及び雑所得の必要経費の額の合計額としては、65万円（専業主婦を限度とし、他に給与所得がある場合には、給与所得控除額を控除した額）の専任労働者が限られています。

平成20年分

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書

【参考:記入例】

(この申告書は、年間所得の見積額が3,000万円を超える方は提出できません。)



年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

宇都宮 税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)	栃木県知事 福田 富一		(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたの続柄()	
	給与の支払者の 所在地(住所)	宇都宮市塙田1-1-20		あなたの住所 又は 居所		
住宅借入金等特別控除額の計算	新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算	
	項 目	④ 住宅のみ	⑤ 土地等のみ	⑥ 住宅及び土地等	項 目	金 額 等
	新築又は購入に係る借入金等の年末残高	① 17,356,716 円			増改築等に係る借入金等の年末残高	⑥ 円
	家屋又は土地等の取得対価の額	② (下の④) 18,012,006 円	(下の⑤) 円	(下の⑥+⑤) 円	増改築等に要した費用の額	⑦ (下の①) 円
	家屋の総床面積又は土地等の総面積のうち居住用部分の床面積又は面積の占める割合	③ (下の②)㎡ % $\frac{192.66}{192.66} = 100$	(下の⑤)㎡ %	(備考の註参照) %	増改築等の費用の額のうち居住用部分の費用の額の占める割合	⑧ (下の⑦)円 % $\frac{\quad}{\quad} =$
	取得対価の額に係る借入金等の年末残高(①と②の少ない方)	④ 17,356,716 円			増改築等の費用の額に係る借入金等の年末残高(⑥と⑦の少ない方)	⑨ 円
	居住用部分の家屋又は土地等に係る借入金等の年末残高(④×③)	⑤ 17,356,716 円			居住用部分の増改築等に係る借入金等の年末残高(⑨×⑧)	⑩ 円
	住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる借入金等の年末残高(⑤+⑩)	⑪ (最高3,000万円) 17,356,716 円	備 考 現在の給与の支払者の下で、前年以前に年末調整により既にこの控除を受けたことのある方は、右の文字を○で囲んでください。……有			
	住宅借入金等特別控除額(⑪×1%)	⑫ (100円未満の端数切捨て) 173,500 円				
	年間所得の見積額	8,140,000 円		注) ⑥欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合を書き、異なる場合は⑤欄の③は記入を省略して、⑥欄の⑤に裏面の「● ⑥欄の⑤の金額の計算」により計算したiとiiとの金額の合計額を書きます。		

- ◎ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
◎ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
◎ 現在の給与の支払者の下で年末調整によりこの控除を受けるのが初めての方は、税務署が発行する「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の添付も必要ですので、税務署に申請してその証明書の交付を受けてください。

329-0000

(参考事項)

私が、平成18年分の所得税について適用を受けた住宅借入金等特別控除の内容は、次のとおりです。

新築又は購入した家屋に係る事項			増改築等をした部分に係る事項	
項 目	家 屋	土 地 等	項 目	増 改 築 等
居住開始年月日	平成18年 3 月15 日		居住開始年月日	平成18年 月 日
家屋又は土地等の取得対価の額	18,012,006 円	円	増改築等の費用の額	円
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	192.66 ㎡	㎡	①のうち居住用部分の費用の額	円
①又は②のうち居住用部分の床面積又は面積	192.66 ㎡	㎡	住宅借入金等特別控除額	180,100 円

◎ この申告書は平成20年まで保存し、平成20年分の年末調整を受ける時までに給与の支払者に提出してください。

年末調整情報登録 [1 2 3] (参考: 記入例)

平成 21 年 12 月分

処理区分	所属コード	報告区分	年末調整	校長印	点検者印	記入者印
1	小山 第五中 4 4 0 4 0 1	1 ↑				
※処理区分コード 1: 登録 2: 変更		※報告区分 1: 年末調整 2: 年末再々調整	※年末調整 0: 有 (省略可能。無で報告済み一有に変更の場合は「0」を記入します。) 1: 無 (年末調整を電算で行わない場合)			

No.	職員氏名 職員番号	保険料額 (支払額)		社会保険料 控除	居住開始 年月日	配偶者 特別控除	小規模共済 等掛金控除	採用前所得	
		生命保険 個人年金	地震保険 旧長期損害	うち 国民年金等	住宅取得 控除額	配偶者 合計所得		総所得額 所得税額	社会保険料 うち国民年金等
1	小山 太郎 1 2 3 4 5 6	140,316		2段とも 記入。	2段とも 記入。	☐ 該当			
		175,608							
2	小山 花子 6 5 4 3 2 1	52,344				☐ 該当			
3						☐ 該当			
4						☐ 該当			
5	渋井 柿男 1 2 3 3 2 1	175,596		156,000	H18. 3. 15	☐ 該当			
		180,120		156,000	173,500				
6	思川 桜子 3 2 1 1 2 3	136,987				☐ 該当		321,721	
								8,560	
7						☐ 該当			
8						☐ 該当			
9						☐ 該当			
10						☐ 該当			

※配偶者特別控除・配偶者合計所得
合計所得金額の見積額が、38万円以下 (控除対象配偶者である場合) の場合又は76万円以上の場合は該当になりませんので、この欄に記入する必要はありません (チェックも金額記入も不要です)

枚中 枚